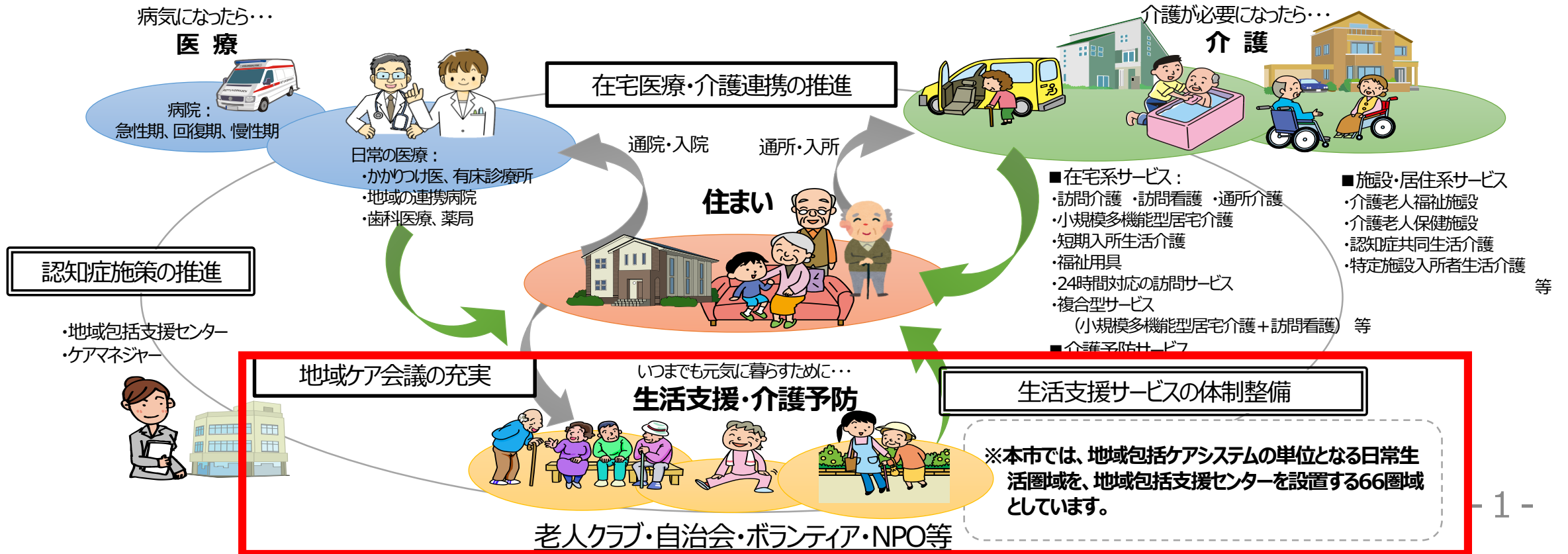


地域包括ケアシステムの推進

○団塊の世代がすべて75歳以上になるという令和7（2025）年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

○認知症高齢者数も2025年に約14万人になると推計され、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。

○今後、人口減少局面を迎える中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年も見据え、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組む必要があります。



生活支援体制整備事業

- ・ 高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加する中で、医療や介護サービス以外にも在宅生活を継続するための日常的な生活支援を必要とする方も増加しており、**行政サービスのみならず**、民間企業、NPO、ボランティア、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による支援体制を構築することが必要。
- ・ このため、介護保険法に基づき地域資源の把握・ネットワーク化や地域資源・サービス開発等のコーディネート機能を担う「**生活支援コーディネーター**」を配置し、多様な事業主体が参画する「**協議体**」を設置することにより、情報共有と連携強化を進めながら**住民主体の通いの場や助け合い活動等の生活支援・介護予防サービスの充実や高齢者の社会参加を進める**。

○ 生活支援コーディネーターの配置 ※各区社会福祉協議会に委託

- ・ 平成27年度に3区で行政区を活動圏域とする第1層生活支援コーディネーター（以下「第1層SC」という。）を配置しモデル実施。
- ・ 平成28年度に5区追加し、計8区で先行実施。
- ・ 平成29年10月から24区すべてに第1層コーディネーターを配置し全区展開。
- ・ 令和3年4月から日常生活圏域（66包括圏域）に、第2層生活支援コーディネーター（以下「第2層SC」という。）を配置。

○ 生活支援コーディネーターの主な役割

（１）生活支援・介護予防サービスの充実

民間企業、NPO、ボランティア等の多様な事業主体による支援体制の構築をめざし、次のような取組みにより、住民主体の通いの場や買い物支援等の生活支援・介護予防サービス立ち上げにかかる支援等を行う。

地域資源の把握等



地域課題の分析



サービス充実に向けた支援等

（２）協議体等のネットワークの構築

多様な主体が参画し、顔の見えるネットワークづくり、相互の連携・協力関係の強化に向けた情報共有や問題解決を行うため、協議体及びワーキングを開催する。